

平成30年度 第2回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成30年5月24日（木） 午後3時30分 開議  
城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成30年度第1回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第6号 宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程及び宮古島市史編さん嘱託員設置規程及び宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について
- 日程第7 議案第9号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定について
- 日程第8 そ の 他

## 議案第6号

宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年5月24日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

宮古島市補助金等交付規則（平成17年規則第48号）の規定に基づき、変更交付申請の手続きに関する規定を設けるとともに条文の整理を行うには、要綱を改正する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成17年宮古島市教育委員会告示3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市が行う私立幼稚園の就園奨励補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。」を「宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金を交付するものとし、その交付に関して宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」に改める。

第2条第1項の表中「220,000円以内」を「222,000円以内」に改め、同条第5項中「上記の単価」を「補助限度額」に改める。

第3条第1項中「私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）」を「私立幼稚園就園奨励費補助金（交付・変更交付）申請書（様式第1号）」に改める。

第4条中「補助金交付の可否を決定し、」の次に「私立幼稚園就園奨励費補助金交付（決定・変更決定）通知書（様式第4号）により」を加える。

第5条を次のように改める。

（状況報告）

第5条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため、必要に応じ私立幼稚園の設置者に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

第5条の次に次の1条を加える。

（変更交付申請等）

第6条 私立幼稚園の設置者は第3条の規定により行った補助金の交付申請の内容に変更が生じたときは、変更の交付申請を行い市長の承認を受けなければならない。この場合において、当該変更交付申請は同条の規定を準用する。

2 市長は、前項の規定による補助金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、私立幼稚園の設置者に補助金の交付決定の変更を通知するものとする。この場合において、当該変更の通知は第4条の規定を準用する。

第6条中「私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第4号）」を「私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第5号）」に改め、同条を第7条とする。

第7条を次のように改め、同条を第8条とする。

「市長は、前条の実績報告書の提出のあったときは、その内容等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、私立幼稚園の設置者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。」

第8条を第9条とする。

第9条第1項中「(様式第5号)」を「(様式第7号の1)」に、「(様式第5号の2)」を「(様式第7号の2)」に改め、同条を第10条とする。

様式第1号から様式第2号の3までを次のように改める。

宮古島市長

様

幼稚園名  
 設置者住所  
 設置者名  
 代表者名

印

年度私立幼稚園就園奨励費補助金（交付・変更交付）申請書

みだしのことについて、宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（第3条・第6条）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

(第1子)

(単位：人・円)

保育料等減免措置 所得階層区分	対象人数				補助金申請額
	3歳児	4歳児	5歳児	計	
1 生活保護世帯					
2 市民税非課税世帯					
3 市民税所得割課税額が7 7,100円以下の世帯					
4 市民税所得割課税額が2 11,200円以下の世帯					
5 上記区分以外の世帯					
合計					

(第2子)

1 生活保護世帯					
2 市民税非課税世帯					
3 市民税所得割課税額が7 7,100円以下の世帯					
4 市民税所得割課税額が2 11,200円以下の世帯					
5 上記区分以外の世帯					
合計					

(第3子以降)

1 生活保護世帯					
2 市民税非課税世帯					
3 市民税所得割課税額が7 7,100円以下の世帯					
4 市民税所得割課税額が2 11,200円以下の世帯					
5 上記区分以外の世帯					
合計					

総合計					
-----	--	--	--	--	--

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(3・4・5歳児)

幼稚園名 \_\_\_\_\_

(第1子)

(単位：人・円)

保育料等減免措置 所得階層区分	対象人数				補助対 象経費 A	補助 限度額 B	減免 単価 C	人数 計 D	補助金 申請額 E
	3歳児	4歳児	5歳児	計					
1 生活保護世帯						222,000			
2 市民税非課税 世帯						186,000			
3 市民税所得割課 税額が77,100円 以下の世帯						101,000			
4 市民税所得割課 税額が211,200円 以下の世帯						46,000			
5 上記区分以外の 世帯						—			
合 計									

(注) 1 補助対象経費Aの欄には、保護者が在園中に支払うべき「入園料」と「保育料」の合計額(1人当たり)を記入すること。

2 途中入園等により、保育料等が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額Bは、下記の計算式を適用する。

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満四捨五入})$$

3 減免単価Cの欄には、補助対象経費A又は補助限度額Bのうちいずれか低い額を記入すること。

4 補助金申請額Eの欄には、減免単価C×人数計Dの額を記入すること。

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(3・4・5歳児)

幼稚園名 \_\_\_\_\_

(第2子)

(単位:人・円)

保育料等減免措置 所得階層区分	対象人数				補助対象 経費 A	補助限 度額 B	減 免 単価 C	人数 計 D	補助金 申請額 E
	3歳児	4歳児	5歳児	計					
1 生活保護世帯						222,000			
2 市民税非課税世帯						204,000			
3 市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯						161,500			
4 市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯						134,000			
5 上記区分以外の世帯						112,000			
合 計									

(注) 1 補助対象経費Aの欄には、保護者が在園中に支払うべき「入園料」と「保育料」の合計額(1人当たり)を記入すること。

2 途中入園等により、保育料等が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額Bは、下記の計算式を適用する。

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満四捨五入})$$

3 減免単価Cの欄には、補助対象経費A又は補助限度額Bのうちいずれか低い額を記入すること。

4 補助金申請額Eの欄には、減免単価C×人数計Dの額を記入すること。

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書 (3・4・5歳児)

幼稚園名 \_\_\_\_\_

(第3子以降)

(単位：人・円)

保育料等減免措置 所得階層区分	対象人数				補助対象 経費 A	補助 限度額 B	減免 単価 C	人数 計 D	補助金 申請額 E
	3歳児	4歳児	5歳児	計					
1 生活保護世帯						222,000			
2 市民税非課税世帯						222,000			
3 市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯						222,000			
4 市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯						222,000			
5 上記区分以外の世帯						222,000			
合計									

(注) 1 補助対象経費Aの欄には、保護者が在園中に支払うべき「入園料」と「保育料」の合計額(1人当たり)を記入すること。

2 途中入園等により、保育料等が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額Bは、下記の計算式を適用する。

$$\text{補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満四捨五入})$$

3 減免単価Cの欄には、補助対象経費A又は補助限度額Bのうちいずれか低い額を記入すること。

4 補助金申請額Eの欄には、減免単価C×人数計Dの額を記入すること。



様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第4号(第4条、第6条関係)

宮古島市指令第 号  
年 月 日

様

宮古島市長 印

年度私立幼稚園就園奨励費補助金交付（決定・変更決定）通知書

年 月 日付で（交付・変更交付）申請のあった私立幼稚園就園奨励費補助金については、宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（第4条・第6条）の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付（決定・変更決定）額 円

変更決定の場合

交付決定額	円
変更決定額	円
増減額	円

様式第4号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第5号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第7号の1とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第6号(第8条関係)

宮古島市達第 号  
年 月 日

様

宮古島市長 印

年度私立幼稚園就園奨励費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった私立幼稚園就園奨励費補助金については、下記のとおり額を確定しましたので、宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第5号の2中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第7号の2とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は平成30年4月1日から適用する。

## 議案第7号

宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程及び宮古島市史編さん嘱託員設置規程及び宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年5月24日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

嘱託員の委嘱について、規程の整理が必要なため本案を提出します。

## 別紙

宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程及び宮古島市史編さん嘱託員設置規程及び宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

(宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 宮古島市埋蔵文化財発掘嘱託員設置規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

(宮古島市史編さん嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 宮古島市史編さん嘱託員設置規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

(宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程の一部改正)

第3条 宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程（平成26年宮古島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 議案第 8 号

宮古島市史編さん委員会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 30 年 5 月 24 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

宮古島市史編さん委員会委員の任期が平成 30 年 5 月 31 日に満了となり、宮古島市史編さん委員会規則第 3 条第 2 項の規程により新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。



## 宮古島市史編さん委員会委員名簿

任期:平成30年6月1日～平成32年5月31日

	名前	郵便番号	住所	所属	電話番号	研究分野	その他	任用
1	上原 孝三			沖縄尚学高等学校教諭		民俗研究	宮古島市史編さん員(平成28年6月1日～平成30年5月31日)	再任
2	大城 逸朗			おきなわ石の会会長		地質・古生物学	..	再任
3	梶原 健次			宮古島市役所農林水産部 水産課(課長補佐)		水産学研究 サンゴ研究	..	再任
4	川満 好信			元宮古島市役所上下水道部長		下地町役場文化財担当	..	再任
5	久貝 勝盛			宮古野鳥の会顧問		鳥類研究	..	再任
6	小濱 継雄			元沖縄県農業研究センター職員 日本昆虫学会会員		病害虫研究 沖縄のトンボ研究	..	再任
7	下地 和宏			宮古郷土史研究会会長		郷土史研究 考古学	..	再任
8	下地 利幸			宮古郷土史研究会運営委員		民話研究	..	再任
9	下地 博盛			元城辺町役場職員		文学	..	再任
10	砂川 玄正			宮古島市文化財保護審議会委員		歴史(近世)研究	..	再任
11	砂川 博秋			宮古野鳥の会副会長		宮古のチョウ研究	..	再任
12	平良 勝保			沖縄県労働金庫		歴史(近世・近代)研究	..	再任
13	當山 昌直			沖縄県教育庁文化財課史料編集班 沖縄生物学会員		爬虫類 理科系民俗学	..	再任
14	豊見山 和行			琉球大学大学院教授		歴史研究(琉球史、アジア海域史)	..	再任
15	仲地 邦博			宮古野鳥の会会長		宮古の鳥研究	..	再任
16	長濱 幸男			元宮古島市教育委員会教育部長		宮古馬研究	..	再任
17	藤田 喜久			沖縄県立芸術大学 全学教育センター 准教授		甲殻類研究 宮古の湧水の生物	..	再任
18	横田 昌嗣			琉球大学理学部海洋自然科学科教授		琉球列島の野生植物の進化	..	再任

## 議案第9号

宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年5月24日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

学校統合に伴い、小学校又は中学校に遠距離通学する児童又は生徒の通学のため、車両（以下「スクールバス」という）を運行するに当たり、その運行及び管理並びにこれに付随する業務等について、規則を制定する必要があるため、本案を提出します。

## 別 紙

### 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校統合により小学校又は中学校に遠距離通学する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の通学のため、車両（以下「スクールバス」という。）を運行するに当たり、その運行及び管理並びにこれに付随する業務について必要な事項を定めるものとする。

(管理者等)

第2条 スクールバスに関する総括管理は、教育委員会が行う。

(スクールバスの運行业務及び管理の委託)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、スクールバスの運行业務及び車両の管理に関する業務を事業者（以下「受託事業者」という。）又は個人（以下「個人受託者」という。）に委託して行わせることができる。

(受託事業者の要件等)

第4条 受託事業者の要件は、次に掲げる各号に定めるものから委託する条件により選択できるものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者
- (2) 道路運送法に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者

2 受託事業者は、前項に規定する事業者であることの許可証の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(受託事業者が提出すべき書類等)

第5条 受託事業者は、次に掲げる各号に定める書類等の写しを教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 道路運送法に規定する運航管理者及び安全統括管理者
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律185号）に規定する整備管理者
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する安全運転管理者
- (4) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する自動車損害賠償責任保険証明書及び任意自動車損害賠償責任保険証明書
- (5) 道路運送車両法に規定する自動車検査証

2 前項で、年度途中に変更等があった場合においても、遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。

(スクールバスの運転者)

第6条 スクールバスの運転者は、道路交通法に規定する第1種免許及び第2種免許のうちスクールバスの運転に必要な免許を保有し、次に掲げる各号に定める者とする。

- (1) 教育委員会が許可した市職員
- (2) 受託事業者の職員又は個人受託者
- (3) 教育委員会が特別に認める者

(運転者の遵守事項)

第7条 前条に規定する運転者は、関係法令を遵守し安全な運行を図るよう努めなければならない。

2 前条に規定する運転者は、スクールバスの日常点検を行い、常に良好に運転できる状態を維持するため、日常点検票(様式第1号)を作成しなければならない。

3 前条に規定する運転者は、スクールバスの乗務状況を記録するため乗務記録(様式第2号)を作成しなければならない。

4 スクールバスの運行及び管理に関する報告書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(運行基準)

第8条 スクールバスの運行日は、宮古島市立学校管理規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第14号。以下「管理規則」という。)第3条に規定する休業日を除く授業日とする。また、長期休業中(学年始、夏季、冬季、学年末)の運行日については、管理規則第3条第1項第2号に規定する休業日を除く日とする。ただし、政令で定める基準に従い行われる実習や行事及び教育委員会が必要と認める場合はこの限りではない。

(運行対象学校等)

第9条 スクールバスの運行対象校及び対象地区は、別表の左欄に掲げる対象校ごとに右欄に掲げる対象行政区とする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める場合は、運行することができるものとする。

(スクールバス使用料)

第10条 児童生徒がスクールバスをこの規則で定める利用の範囲で使用する場合は、使用料は無料とする。

(スクールバスの利用手続)

第11条 別表に掲げる対象校の学校長(以下「対象学校長」という。)は、年度当初及び年度途中でスクールバスを利用しようとする児童生徒を把握し、速や

かにスクールバス利用通学者届（様式第4号）を教育委員会に届出なければならない。

2 教育委員会が特に必要と認めるときは、別表に掲げる対象校で対象行政区以外の児童生徒にスクールバスを利用させることができる。

（通学外に係るスクールバスの使用）

第12条 教育委員会は、教育上特に必要と認めるときは、通学に支障のない場合に限り、スクールバスを通学以外の目的で運行させることができる。

（スクールバスの運行時間）

第13条 スクールバスの運行時間について、教育委員会は対象学校長及び保護者と協議し、スクールバスの運行時間を決定する。

（スクールバスの運行計画）

第14条 対象学校長は、スクールバス運行計画（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（緊急責任者）

第15条 災害時及び交通事故等によりスクールバスの運行路線の変更及び運行停止等の緊急措置を要する場合は、対象学校長、受託事業者の運行管理者及び個人受託者が緊急責任者として運行路線の変更及び運行停止等の緊急措置にあたるることができる。

（緊急責任者の報告）

第16条 前条に規定する緊急責任者は、災害及び交通事故等により緊急措置をとった場合は、事故等報告書（様式第6号）を作成し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（安全協議会）

第17条 スクールバスの適正な運行及び児童生徒の安全の確保に関する事項を協議するため、スクールバス安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織等）

第18条 協議会は学校ごとに設置し、次の者をもって組織する。

- (1) 学校長、教頭及び担当教職員
- (2) 受託事業者又は個人受託者
- (3) PTA 又は PTCA を代表する者
- (4) 教育委員会の課長等

（会議）

第19条 協議会の会議は、学校長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、前条に規定する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところ

ろによる。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、スクールバスの運行及び管理等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

対 象 校	対 象 行 政 区
鏡原小学校	宮原 高野
下地中学校	来間
結の橋学園	伊良部 仲地 国仲 長浜 佐和田